

〔様式 1〕

事務事業評価表

1～11までは、担当課による評価

記入年月日	平成15年3月18日			
平成15年度	事業コード	11350	電話	042-769-8321
担当部課名	保健福祉部	介護保険	課	保険 班
事務事業名	訪問介護サービス利用者負担助成事業（国庫経過措置分）			

1 総合計画における位置づけ

政策名	第 1 章	安心して生活できる福祉社会をつくれます	事業開始年度
基本施策名	第 5 節	社会保険制度の充実に向けて	12 年度
施策名	第 3 施策	介護保険制度の円滑な運営	

2 実施根拠及び関連法令等

法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱（国） 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（国）
--

3 事務の区分

自治事務

4 経費の区分

その他の経費

5 事務事業の分類

国庫補助事業（県市協調事業）

6 受益者負担

あり

7 事業概要

(1)事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか	(2)対象(誰、何)
国の5年間の経過措置として、介護保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	高齢者、障害者で生計中心者が所得税非課税の者（高齢者は法施行時の訪問介護の利用が要件） 対象数 324人
(3)平成14年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容	
本来は費用額の1割である利用者負担額を3%に軽減するよう助成した。 （高齢者減免は、H15年度、16年度は利用者負担額が6%となり、H16年度で国の経過措置は終了する。 障害者減免は、H16年度まで利用者負担額が3%であり、その後は未定。） 補助率 国1/2・県1/4・市1/4	
(4)個別計画の概要	概要
計画名 相模原市高齢者保健福祉計画	要介護者利用者の選択により多様な事業者や施設からサービスを受け可能な限り住み慣れた地域や環境の中で生活をする社会の実現を図る。
計画年次 12年度～16年度	

8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

成果指標	指標名	指標式	指標設定の意図	指標の推移（年度）				
				12	13	14	15	16
活動指標	減額対象者（件数）増減率	$(\text{各年度減免対象者（件数）} / \text{平成12年度減免対象者（件数）}) \times 100$	法施行時の平成12年度の減免対象者数（件数）を基に増減推移を見る。利用者は施設入所・入院・死亡等により減少傾向。	100	82	70	65	60

9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	決算	決算	決算	予算	予算（見込み）
事業費	12,332	14,476	13,324	12,044	11,056
人員・時間数	1人	1人	1人	1人	1人
人件費	839	839	839	839	839
その他経費					
合計	13,171	15,315	14,163	12,883	11,895
特定財源	9,160	10,856	9,992	9,033	8,292
対象数	502	413	352	324	300
対象の単位あたり経費	26.2	37.1	40.2	39.8	39.7

10 個別評価

(1)達成度 評価 A ▼	A: 達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B: 一部達成していない		・活動指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C: 達成していない		・事業目標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	法施行前から訪問介護を利用している利用者について、利用者負担額の激増緩和を図ることができ目的は達成している。
(2)必要性 評価 A ▼	A: 適応している	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっている
	B: 一部適応していない		<input checked="" type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C: 適応していない		<input type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある 国の法施行後5年間の経過措置として必要性は高いが、高齢者の利用者について法施行前の訪問介護利用が要件であることから、新規の低所得利用者が対象とならないため必ずしも状況変化や市民のニーズに対応しているとは言えない。
(3)有効性 評価 A ▼	A: 有効である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B: 一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C: 有効ではない		
		説明	法施行前から訪問介護を利用している利用者について、利用者負担額の激増緩和を図ることができ有効である。
(4)効率性 評価 A ▼	A: 優れている	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B: 一部改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C: 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない 法施行時の経過措置として全国的に実施している事業であり、効率性は評価になじまない。
(5)公平性 評価 B ▼	A: 公平である	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B: 一部公平でない		<input type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C: 公平でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	平成16年度で事業が終了するため、平成17年度以降の低所得者の利用者負担が高くなる。また、新規の低所得者は減免とならないため今後の課題である。
成果向上の余地		事業費削減のために取り得る手段と削減額	
<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	説明: 当該減免制度については、成果向上の余地はない。	手段	
		削減額	千円

11 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較
		国の方針に基づいて実施している事業であるため、全国的に他市でも同様の事業を行っている。
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明
<input type="checkbox"/>	見直し	低所得者の法施行前からの訪問介護利用者について、当該事業の実施により利用者負担額が激増することなく、段階的に負担増が行われることから、所定の目的は達成されると思われる。
<input type="checkbox"/>	廃止	なお、本制度は国の要綱により実施しており、高齢者については平成16年度をもって終了する予定であり、障害者については平成17年度以降事業の継続が未定である。
<input type="checkbox"/>	完了・廃止済	

12 二次評価コメント

高齢者については、16年度で国の経過措置終了に合わせて廃止すること。
